

第16号議案

文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月29日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第一号

文京区教育局行政情報管理規則の一部を改正する規則

文京区教育局行政情報管理規則（平成二十五年十二月文京区教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「以下「情報公開条例」という。」を「以下「条例」という。」に、「同条例」を「条例」に改める。

第二条に次の一号を加える。

十三 対内文書 この規則が適用される機関相互間の文書及び文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京

区条例第十三号）に規定する幼稚園、小学校及び中学校へ発信する文書をいう。

第二十一条第一項中「発送する文書」を「発信する文書（以下「対外文書」という。）」に改め、同条第二項中「対内文書」の下に「（対外文書のうち、区の機関に対し発信するものを含む。）」を加える。

第二十二条中「発送する」を「発信する」に改める。

第二十七条中「情報公開条例」を「条例」に改める。

第三十三条ただし書を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、照合を終了した浄書文書が次の各号のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、公印省略と記載して公印の押印を省略することができる。

一 対内文書

二 対外文書のうち、区の機関に対し発信するもの

三 対外文書のうち、国、地方公共団体、条例第二十四条第一項に規定する出資法人又は条例第二十五条第一項に規定する指定団体に対し発信するもの（重要なものを除く。）

四 対外文書（前二号に該当するものを除く。）のうち、輕易なもの

付 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

文京区教育局行政情報管理規則（平成二十五年十二月教育委員会規則第五号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号。以下「<u>条例</u>」という。）<u>第二十六条の規定により、条例第二条第二項に規定する行政情報の取扱いについて基本的な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 <u>対内文書</u> この規則が適用される機関相互間の文書及び文京区立学校設置条例（昭和三十四年四月文京区条例第十三号）に規定する<u>幼稚園、小学校及び中学校へ発信する文書をいう。</u></p> <p>第三条～第二十条 (略)</p> <p>(文書の発信者)</p> <p>第二十一条 片外へ発信する文書（以下「<u>対外文書</u>」という。）の発信者は、委員会名を用いる。ただし、法令等に定めがあるとき又は文書の性質若しくは内容により、教育長名、部長名若しくは内容により、教育長名又は課長名又は課長名を用いることができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この規則は、文京区情報公開条例（平成十二年三月文京区条例第四号。以下「<u>情報公開条例</u>」という。）<u>第二十六条の規定により、同条例第二条第二項に規定する行政情報の取扱いについて基本的な事項を定めるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第三条～第二十条 (略)</p> <p>(文書の発信者)</p> <p>第二十一条 片外へ<u>発送する文書</u>の発信者は、委員会名を用いる。ただし、法令等に定めがあるとき又は文書の性質若しくは内容により、教育長名、部長名若しくは課長名又は課長名を用いることができる。</p>

2 法令等に定めがある場合を除き、対内文書（対外文書のうち、区の機関に対し発信するものを含む。）には、職名のみを用い、氏名を省略することができる。

（事務担当者の表示）

第二十二條 発信する文書には、照会その他の便宜に資するため、必要に応じて当該文書の末尾に事務担当者の所属、職名、氏名、電話番号等を記載するものとする。

第二十三條～第二十六條（略）

（情報公開第一次判定等）

第二十七條 起案文書等は、条例の定める基準により、行政情報の公開に係る第一次判定等を行うものとする。

第二十八條～第三十二條（略）

（公印）

第三十三條 照会を終了した浄書文書は、文京区教育委員会公印規則（昭和三十八年二月文京区教育委員会規則第一号）及び別に定めるところにより、公印を押印しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、照会を終了した浄書文書が次の各号のいずれかに該当する場合（法令等の定めにより公印の押印を要する場合を除く。）は、公印省略と記載して公印の押印を省略することができる。

一 対内文書

2 法令等に定めがある場合を除き、対内文書には、職名のみを用い、氏名を省略することができる。

（事務担当者の表示）

第二十二條 発送する文書には、照会その他の便宜に資するため、必要に応じて当該文書の末尾に事務担当者の所属、職名、氏名、電話番号等を記載するものとする。

第二十三條～第二十六條（略）

（情報公開第一次判定等）

第二十七條 起案文書等は、情報公開条例の定める基準により、行政情報の公開に係る第一次判定等を行うものとする。

第二十八條～第三十二條（略）

（公印）

第三十三條 照会を終了した浄書文書は、文京区教育委員会公印規則（昭和三十八年二月文京区教育委員会規則第一号）及び別に定めるところにより、公印を押印しなければならぬ。ただし、対内文書又は軽易な文書については、公印省略と記載して押印を省略することができる。

（新設）

<p>二 <u>対外文書のうち、区の機関に対し発信するもの</u></p> <p>三 <u>対外文書のうち、国、地方公共団体、条例第二十四条第一項に規定する出資法人又は条例第二十五条第一項に規定する指定団体に対し発信するもの（重要なものを除く。）</u></p> <p>四 <u>対外文書（前二号に該当するものを除く。）のうち、軽易なもの</u></p> <p>第三十四条～第四十六条（略）</p>	<p>第三十四条～第四十六条（略）</p> <p>付 則（令和四年三月●日文教委規則第一号）</p> <p><u>この規則は、令和四年四月一日から施行する。</u></p>
---	--

